

入札説明書等に関する質問及び回答(第2回)

京都市立学校耐震化PFI事業

NO.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問	回答
1	要求水準書	13	第2	1	(3)			補強方法	要求水準書P.13第2 1 (3) 対象棟毎の条件において、「補強方法は外付工法を基本とします。」とありますが、これは外付工法の採用が必須であり、外付工法ではなく内部補強で耐震補強を実施することは認められないという意味でしょうか。	「補強方法は外付工法を基本とします。」としている趣旨は、騒音や振動の回避・低減及び校舎の採光・通風の確保等に最大限に配慮し、仮設校舎を設置することなく、校舎を使用しながら居ながらにして耐震化を実施することです。したがって、夏休み期間や学校閉鎖期間を活用することで工事の騒音や振動に関する影響を回避・低減し、校舎の採光・通風の確保等に最大限に配慮する取組を行い、校舎を使用しながら居ながらにして、仮設校舎の設置等の代替施設を使用することなく耐震化を実施できる場合は、外付工法ではなく内部補強による提案を行うことも可能です。その場合、当然ながら、要求水準書P.8第2 1 (3) 居ながら施工への配慮や 現場作業時間等の各要求水準を遵守することが必須となりますので、各要求水準の遵守方法について、様式30～32等の関連様式にご提案ください。
2	要求水準書	13	第2	1	(3)			補強方法	要求水準書P.13第2 1 (3) 対象棟毎の条件において、「補強方法は外付工法を基本とします。」とありますが、学校教育活動への配慮から、内部補強が有効と考えられる場合、内部補強による提案を行うことは可能でしょうか。	No.1への回答をご参照ください。
3	要求水準書	23	第2	3	(1)			適合書(判定書)の取得	第三者機関の判定取得について、参考判定(や技術評価)でも可でしょうか。	第三者機関の判定が必須です。参考判定(や技術評価)は不可です。